官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府八〇）　一
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学二）　三
〔法規的告示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学一）　四
〔その他告示〕
○飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件（総務三一四）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人労働者健康安全機構令和六事業年度財務諸表、個人型年金規約の一部を変更する規約、司法書士名簿登録等関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　五二

府令

○内閣府令第八十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） **第九条の二**　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第九条の二**　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（職員） **第二十一条**　［略］ ［2～5　略］ 6　看護師は、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内にある乳児院にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。 7　［略］ （母子支援員の資格） **第二十八条**　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　［略］ 二　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者 ［三～五　略］ （職員） **第三十三条**　保育所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2　［略］	（職員） **第二十一条**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。 7　［同上］ （母子支援員の資格） **第二十八条**　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　［同上］ 二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者 ［三～五　同上］ （職員） **第三十三条**　保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2　［同上］

（職員）

第三十八条　［略］

２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　［略］

二　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［三～六　略］

（職員）

第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

［2～7　略］

（職員）

第四十九条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

［2～15　略］

（職員）

第五十八条　主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

［2～7　略］

（職員）

第六十三条　児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三項において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療

（職員）

第三十八条　［同上］

２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　［同上］

二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［三～六　同上］

（職員）

第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

［2～7　同上］

（職員）

第四十九条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

［2～15　同上］

（職員）

第五十八条　主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

［2～7　同上］

（職員）

第六十三条　児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）

的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

［一～五　略］

［２～５　略］

（職員）

第七十三条　児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

［２～６　略］

（児童生活支援員の資格）

第八十三条　児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第二条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） **第六条**　里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第六条**　里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（従業者の員数） **第五条**　指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又	（従業者の員数） **第五条**　指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定す

は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下この条において同じ。）　指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　略］

二　［略］

［２～９　略］

第六条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一　［略］

二　児童指導員及び保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

［イ～ハ　略］

［三～五　略］

［２～９　略］

（従業者の員数）

第五十四条の六　児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）　基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　略］

二　［略］

［２・３　略］

る事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）　指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［２～９　同上］

第六条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一　［同上］

二　児童指導員及び保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

［イ～ハ　同上］

［三～五　同上］

［２～９　同上］

（従業者の員数）

第五十四条の六　児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）　基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［２・３　同上］

（従業者の員数）

第六十六条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　略］

二　［略］

［２～８　略］

（従業者の員数）

第七十一条の三　放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに定める数以上

［イ・ロ　略］

二　［略］

２　［略］

（従業者の員数）

第七十一条の八　［略］

２　前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下この項において「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　略］

二　［略］

２　［略］

（従業者の員数）

第七十一条の八　［略］

２　前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この項において「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（従業者の員数）

第六十六条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［２～８　同上］

（従業者の員数）

第七十一条の三　放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

２　［同上］

（従業者の員数）

第七十一条の八　［同上］

２　前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この項において「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

３　［同上］

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（従業者の員数） **第四条**　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。 ［一・二　略］ 三　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（第五十二条第一項第二号において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（第五十二条第一項第二号において「事業実施区域」という。）内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（同号において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（同号において「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下この号において同じ。） ［イ～ハ　略］ ［四～六　略］ ［2～4　略］ （虐待等の禁止） **第四十二条**　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2　［略］ （従業者の員数） **第五十二条**　指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　児童指導員及び保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） ［イ～ハ　略］ ［三～五　略］ ［2～4　略］	（従業者の員数） **第四条**　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。 ［一・二　同上］ 三　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） ［イ～ハ　同上］ ［四～六　同上］ ［2～4　同上］ （虐待等の禁止） **第四十二条**　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2　［同上］ （従業者の員数） **第五十二条**　指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　児童指導員及び保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） ［イ～ハ　同上］ ［三～五　同上］ ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第五条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） **第二十五条**　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第二十五条**　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） **第十二条**　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） **第二十三条**　［略］ 2　家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 ［一・二　略］ 3　［略］	（虐待等の禁止） **第十二条**　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） **第二十三条**　［同上］ 2　家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 ［一・二　同上］ 3　［同上］

（職員）

第二十九条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　略］

（職員）

第三十一条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　略］

（職員）

第四十四条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　略］

（職員）

第四十七条　事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（職員）

第二十九条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　同上］

（職員）

第三十一条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　同上］

（職員）

第四十四条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　同上］

（職員）

第四十七条　事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

［２・３　同上］

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員） **第十条**　［略］ ２　［略］ ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 一　保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 ［二～十　略］ ［４・５　略］ （虐待等の禁止） **第十二条**　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（職員） **第十条**　［同上］ ２　［同上］ ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 一　保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 ［二～十　同上］ ［４・５　同上］ （虐待等の禁止） **第十二条**　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） **第十三条**　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） **第十八条**　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平	（虐待等の禁止） **第十三条**　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） **第十八条**　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当

成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある一時保護施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（虐待等の防止） **第十三条**　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） **第二十二条**　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ［2・3　略］	（虐待等の防止） **第十三条**　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員） **第二十二条**　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［2～4　同上］

附　則

この府令は、令和七年十月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・文部科学省令第二号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一・二　略］ 三　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の二、第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準 四　［略］ ［2・3　略］ （虐待等の禁止） **第三条の二**　職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員の数等） **第五条**　［略］ 2　［略］ 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。	（趣旨） **第一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一・二　同上］ 三　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準 四　［同上］ ［2・3　同上］ ［条を加える。］ （職員の数等） **第五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

［略］	［同上］
備考 一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 ［二～四　略］	備考 一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 ［二～四　同上］
［4・5　略］ （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） **第十三条**　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の三、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	［4・5　同上］ （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） **第十三条**　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
［略］	［同上］
［項を削る。］	第九条の二
	入所中の児童
	当該児童
	園児
	当該園児
［略］	［同上］
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和七年十月一日から施行する。

法規的告示

○内閣府・文部科学省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省・厚生労働省内閣府告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　職員資格	第三　職員資格
一　第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定こども園が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この一において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある場合にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。	一　第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定こども園が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。
［二～五　略］	［二～五　同上］
第五　教育及び保育の内容	第五　教育及び保育の内容
［略］	［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　日々の教育及び保育の指導における留意点	五　日々の教育及び保育の指導における留意点
［略］	［同上］
［1～7　略］	［1～7　同上］
8　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。	8　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
9　［略］	9　［同上］
六　［略］	六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その告示

○総務省告示第三百十四号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第七十七号（飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに通報の送信時刻

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数	送信時刻（中央標準時による。）
［略］	［略］	［略］	［略］
石垣	ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＡＩＲＰＯＲＴ	［略］	［略］

［２・３　略］

改正前

1　［同左］

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数	送信時刻（中央標準時による。）
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
新石垣	ＮＥＷ　ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＡＩＲＰＯＲＴ	［同左］	［同左］

［２・３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道河東郡上士幌町字居辺1021番３　原野　440㎡	佐藤　輝彦 北海道河東郡上士幌町字居辺東10線318番地 佐藤　宜彦 北海道河東郡上士幌町字居辺東10線314番地	公共利用計画あり 現況：道路
北海道河東郡上士幌町字居辺1021番６　原野　63㎡	佐藤　宜彦 北海道河東郡上士幌町字居辺東10線314番地	
北海道河東郡上士幌町字居辺1054番４　原野　23㎡	上士幌村	公共利用計画あり 現況：道路
北海道河東郡上士幌町字居辺1241番　原野　7.67㎡	上士幌村農業協同組合 北海道河東郡上士幌村大字上士幌村	公共利用計画あり 現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
秋田県秋田市金足浦山字滝ノ沢41番３　原野　327㎡	金足村 南秋田郡	
秋田県秋田市金足浦山字滝ノ沢74番　原野　8,865㎡		
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字北野二247番10　用悪水路　82㎡	五十嶺藤司 山形県西置賜郡荒砥町大字大瀬1005番地 鈴木猪之吉 山形県東置賜郡犬川村大字小松1214番地 保科　芳吉 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚 保科　要二 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2172番地 平田　長壽 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字北野二247番12　堤　16㎡		
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字北野二247番14　堤　20㎡		

	大塚村農業會 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2165番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番１ 用悪水路 130㎡	積善寺 山形県東置賜郡大塚村大字荒井 平田　長壽 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番３ 公衆用道路 271㎡	保科　安次 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚82番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番５ 堤　70㎡	平田　冨彌 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番６ 用悪水路　23㎡	平田與太郎 山形県東置賜郡犬川村大字小松1300番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野二2910番10 用悪水路　22㎡	保科　要二 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2172番地 甘木鐵太郎 山形県東置賜郡犬川村大字小松1292番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野三2935番２ 公衆用道路 10㎡	渡部　源太 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚534番地 菅井　源藏 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚162番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野三2935番３ 用悪水路　75㎡	保科　要二 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2172番地 平田　長壽 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字大塚字北野三2935番11 用悪水路 8.11㎡	保科　芳吉 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚 菅井　源藏 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚162番地 大塚村農業會 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2165番地	
山形県北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原甲660番４ 畑　59㎡	庄司　信吾 山形県北村山郡大石田町大字大石田丙150番地	
山形県最上郡鮭川村大字中渡字新渕901番 畑　48㎡	佐藤　長吉 山形県最上郡鮭川村大字向居33番地 横山吉五郎 山形県最上郡鮭川村大字向居118番地 藤沢　熊吉 山形県最上郡鮭川村大字向居37番地 佐藤　寅吉 山形県最上郡鮭川村大字向居116番地 佐藤　鶴彦 山形県最上郡鮭川村大字向居41番地 横山仁三郎 山形県最上郡鮭川村大字向居111番地 阿部浅五郎 山形県最上郡鮭川村大字向居43番地 佐藤　甚藏 山形県最上郡鮭川村大字向居110番地 佐藤　元吉 山形県最上郡鮭川村大字向居108番地 田中勘太郎 山形県最上郡鮭川村大字向居47番地 佐藤五郎吉 山形県最上郡鮭川村大字向居49番地 佐藤　浅吉 山形県最上郡鮭川村大字向居104番地 佐藤慶三郎 山形県最上郡鮭川村大字向居51番地 横山十三郎 山形県最上郡鮭川村大字向居103番地 横山　仁藏 山形県最上郡鮭川村大字向居100番地 横山　万藏 山形県最上郡鮭川村大字向居67番地 矢口　鶴吉 山形県最上郡鮭川村大字向居95番地 矢口　太吉 山形県最上郡鮭川村大字向居69番地 髙山　長七 山形県最上郡鮭川村大字向居93番地 髙山　初藏 山形県最上郡鮭川村大字向居71番地 佐藤権兵エ 山形県最上郡鮭川村大字向居75番地 阿部　菊藏 山形県最上郡鮭川村大字向居89番地 横山　清太 山形県最上郡鮭川村大字向居73番地 矢口　銀藏 山形県最上郡鮭川村大字向居113番地	
福島県双葉郡広野町大字上浅見川字後山２番15 公衆用道路 212㎡	双葉郡広野町 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
千葉県印西市松崎字中郷541番２ 畑　76㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県安房郡鋸南町元名字芝原1058番 畑　69㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県佐倉市岩名字雪済956番２ 畑　152㎡	氏名不詳 住所不詳	
山梨県笛吹市御坂町蕎麦塚字村上505番７ 公衆用道路 4.41㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛媛県今治市波方町宮崎字白岩乙331番２ 山林　1,319㎡	寺尾　喜一 愛媛県越智郡波方町大字馬刀潟甲175番地２	
高知県四万十市山路字地白660番３ 田　26㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：河川
高知県四万十市山路字上ミ上明706番７ 田　84㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：河川
高知県四万十市下田字上中島672番 畑　1,024㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：河川

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
長崎県諫早市松里町290番11 山林　136㎡	諫早市 長崎県諫早市	
長崎県諫早市松里町290番15 原野　476㎡		
長崎県諫早市松里町290番19 原野　109㎡		
長崎県諫早市松里町290番22 原野　26㎡		
長崎県諫早市松里町290番23 原野　130㎡		
熊本県上益城郡山都町塩出迫字藤川376番 山林　2,037㎡	菅尾村 熊本県阿蘇郡菅尾村	
大分県大分市大字荏隈字神田333番３ 田　255㎡	氏名不詳 住所不詳	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人労働者健康安全機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人労働者健康安全機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年９月10日

神奈川県川崎市中原区木月住吉町１番１号
独立行政法人労働者健康安全機構
理事長　大西　洋英

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		169,799,560,042	
医業未収金	50,134,882,889		
医業未収金貸倒引当金	△ 156,215,727	49,978,667,162	
有価証券		36,600,000,000	
棚卸資産		1,225,026,325	
前払費用		35,154,665	
未収収益		56,189,602	
賞与引当金見返		498,745,993	
未収金		1,850,626,079	
その他の流動資産		129,809,097	
流動資産合計			260,173,778,965
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	330,224,894,964		
減価償却累計額	△ 179,488,449,583		
減損損失累計額	△ 2,606,552,601	148,129,892,780	
構築物	11,752,201,333		
減価償却累計額	△ 6,678,232,252		
減損損失累計額	△ 28,300,955	5,045,668,126	
車両	352,553,848		
減価償却累計額	△ 290,062,062	62,491,786	
器具・備品	160,285,189,984		
減価償却累計額	△ 115,498,166,903	44,787,023,081	
立木竹	565,537,151		
減価償却累計額	△ 343,198,442		
減損損失累計額	△ 184,448	222,154,261	
土地	73,333,944,021		
減損損失累計額	△ 261,666,171	73,072,277,850	
建設仮勘定		5,430,095,402	
その他の有形固定資産	145,218,704		
減価償却累計額	△ 98,989,770	46,228,934	
有形固定資産合計		276,795,832,220	
2　無形固定資産			
ソフトウェア		104,259,104	
電話加入権		18,034,500	
その他の無形固定資産		420,000	
無形固定資産合計		122,713,604	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		300,402,312	
破産更生債権等	628,112,337		
破産更生債権等貸倒引当金	△ 628,112,337		
未払賃金代位弁済求償権	18,829,325,586		
求償権償却引当金	△ 16,318,252,733	2,511,072,853	
退職給付引当金見返		8,770,895,233	
その他の資産		259,853,486	
投資その他の資産合計		11,842,223,884	
固定資産合計			288,760,769,708
資産合計			548,934,548,673

負債の部				
Ⅰ　流動負債				
運営費交付金債務		527,815,678		
預り施設費		83,917,412		
預り補助金等		2,039,889,703		
預り寄附金		76,527,946		
買掛金		14,785,650,982		
未払金		27,868,076,002		
未払費用		982,337,979		
短期リース債務		1,814,845,100		
前受金		738,439,589		
預り金		2,075,113,288		
前受収益		1,027,750		
引当金				
賞与引当金		5,405,040,113		
その他の流動負債		237,109,206		
流動負債合計			56,635,790,748	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	2,219,647,371			
資産見返補助金等	7,689,182,977			
資産見返寄附金	224,499,488			
資産見返物品受贈額	28,515,575			
建設仮勘定見返施設費	290,794,042			
建設仮勘定見返補助金等	18,048,000	10,470,687,453		
特定石綿給付金等基金預り金		112,300,034,604		
長期前受収益		33,500		
リース債務		1,167,016,818		
引当金				
退職給付引当金		113,984,295,784		
資産除去債務		1,814,910,000		
固定負債合計			239,736,978,159	
負債合計				296,372,768,907
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		153,784,694,837		
資本金合計			153,784,694,837	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		90,447,454,261		
その他行政コスト累計額		△ 32,470,826,587		
減価償却相当累計額（－）		△ 18,514,657,689		
減損損失相当累計額（－）		△ 315,918,790		
利息費用相当累計額（－）		△ 778,127		
承継資産に係る費用相当累計額（－）		△ 20,428,399		
除売却差額相当累計額（－）		△ 13,619,043,582		
資本剰余金合計			57,976,627,674	
Ⅲ　利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金		50,177,202,935		
当期未処理損失		△ 9,376,745,680		
（うち当期総損失）		（△ 9,376,745,680）		
利益剰余金合計			40,800,457,255	
純資産合計				252,561,779,766
負債・純資産合計				548,934,548,673

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
医療研究事業費			
給与及び賞与	106,141,586,571		
法定福利費	16,786,923,734		
賞与引当金繰入	5,326,225,846		
退職給付費用	9,451,265,917		
経費	92,922,686,212		
医業未収金貸倒引当金繰入	167,131,211		
材料費	95,324,190,158		
減価償却費	19,018,871,651	345,138,881,300	
未払賃金立替払業務費用		9,977,872,094	
特定石綿給付金等		17,298,554,369	
受託経費		26,938,055	

一般管理費			
給与及び賞与	871,325,071		
法定福利費	159,720,456		
賞与引当金繰入	78,814,267		
退職給付費用	123,103,385		
経費	2,213,387,262		
減価償却費	248,935,878	3,695,286,319	
財務費用			
支払利息	23,561,816	23,561,816	
雑損		162,341,888	
経常費用合計			376,323,435,841
経常収益			
医療事業収入		314,271,588,963	
運営費交付金収益			
運営費交付金収益	9,886,363,932		
資産見返運営費交付金戻入	475,058,697	10,361,422,629	
施設費収益		223,724,539	
補助金等収益			
未払賃金立替払事業費補助金等収益	1,386,220,000		
補助金等収益	6,313,557,942		
特定石綿給付金等基金預り金取崩益	17,159,529,712		
その他の政府交付金収益	25,640,817		
資産見返補助金等戻入	9,710,811,800	34,595,760,271	
寄附金収益			
寄附金収益	77,287,563		
資産見返寄附金戻入	55,774,691	133,062,254	
物品受贈額			
資産見返物品受贈額戻入	10,152,264	10,152,264	
受託収入			
政府受託収入	18,288,032		
その他受託収入	23,309,680	41,597,712	
賞与引当金見返に係る収益		498,745,993	
退職給付引当金見返に係る収益		1,272,104,233	
財務収益			
受取利息	183,366,512		
有価証券利息	157,744,924		
融資資金貸付金利息	1,571,873		
援護資金貸付金利息	16,107	342,699,416	
雑益		3,467,489,385	
経常収益合計			365,218,347,659
経常利益			△ 11,105,088,182
臨時損失			
固定資産売却損	52,401,582		
固定資産除却損	599,755,951	646,157,533	
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入	27,016		
貸倒引当金戻入益	3,236,000	3,263,016	
当期純損失			△ 11,747,982,699
前中期目標期間繰越積立金取崩額			2,371,237,019
当期総損失			△ 9,376,745,680

貸借対照表（社会復帰促進等事業勘定）

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		57,499,174,215	
医業未収金	50,134,882,889		
医業未収金貸倒引当金	△ 156,215,727	49,978,667,162	
有価証券		36,600,000,000	
棚卸資産		1,225,026,325	
前払費用		35,154,665	
未収収益		56,189,602	
賞与引当金見返		497,105,611	
未収金		1,850,626,079	
その他の流動資産		129,733,754	
流動資産合計			147,871,677,413
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	330,221,176,804		
減価償却累計額	△ 179,485,188,418		
減損損失累計額	△ 2,606,552,601	148,129,435,785	
構築物	11,751,697,410		
減価償却累計額	△ 6,677,778,722		
減損損失累計額	△ 28,300,955	5,045,617,733	

車両	352,432,048			
減価償却累計額	△ 289,952,442	62,479,606		
器具・備品	160,258,962,577			
減価償却累計額	△ 115,475,086,651	44,783,875,926		
立木竹	565,537,151			
減価償却累計額	△ 343,198,442			
減損損失累計額	△ 184,448	222,154,261		
土地	73,333,944,021			
減損損失累計額	△ 261,666,171	73,072,277,850		
建設仮勘定		5,430,095,402		
その他の有形固定資産	145,218,704			
減価償却累計額	△ 98,989,770	46,228,934		
有形固定資産合計		276,792,165,497		
2　無形固定資産				
ソフトウェア		104,259,104		
電話加入権		18,015,000		
その他の無形固定資産		420,000		
無形固定資産合計		122,694,104		
3　投資その他の資産				
投資有価証券		300,402,312		
破産更生債権等	628,112,337			
破産更生債権等貸倒引当金	△ 628,112,337			
未払賃金代位弁済求償権	18,829,325,586			
求償権償却引当金	△ 16,318,252,733	2,511,072,853		
退職給付引当金見返		8,770,895,233		
その他の資産		259,853,486		
投資その他の資産合計		11,842,223,884		
固定資産合計			288,757,083,485	
資産合計				436,628,760,898

負債の部				
Ⅰ　流動負債				
運営費交付金債務		527,815,678		
預り施設費		83,917,412		
預り補助金等		2,039,889,703		
預り寄附金		76,527,946		
買掛金		14,785,650,982		
未払金		27,867,765,896		
未払費用		982,337,979		
短期リース債務		1,814,845,100		
前受金		738,439,589		
預り金		2,074,996,828		
前受収益		1,027,750		
引当金				
賞与引当金		5,403,399,731		
その他の流動負債		237,109,206		
流動負債合計			56,633,723,800	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	2,218,100,536			
資産見返補助金等	7,688,558,727			
資産見返寄附金	224,499,488			
資産見返物品受贈額	27,081,678			
建設仮勘定見返施設費	290,794,042			
建設仮勘定見返補助金等	18,048,000	10,467,082,471		
長期前受収益		33,500		
リース債務		1,167,016,818		
引当金				
退職給付引当金		113,984,295,784		
資産除去債務		1,814,910,000		
固定負債合計			127,433,338,573	
負債合計				184,067,062,373

純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	153,784,057,928		
資本金合計		153,784,057,928	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	90,447,454,261		
その他行政コスト累計額	△ 32,470,270,919		
減価償却相当累計額（－）	△ 18,514,102,021		
減損損失相当累計額（－）	△ 315,918,790		
利息費用相当累計額（－）	△ 778,127		
承継資産に係る費用相当累計額（－）	△ 20,428,399		
除売却差額相当累計額（－）	△ 13,619,043,582		
資本剰余金合計		57,977,183,342	
Ⅲ　利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金	50,177,202,935		
積立金	0		
当期未処理損失	△ 9,376,745,680		
（うち当期総損失）	（△9,376,745,680）		
利益剰余金合計		40,800,457,255	
純資産合計			252,561,698,525
負債・純資産合計			436,628,760,898

損益計算書（社会復帰促進等事業勘定）

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
医療研究事業費			
給与及び賞与	106,141,586,571		
法定福利費	16,786,923,734		
賞与引当金繰入	5,326,225,846		
退職給付費用	9,451,265,917		
経費	92,922,686,212		
医業未収金貸倒引当金繰入	167,131,211		
材料費	95,324,190,158		
減価償却費	19,018,828,823	345,138,838,472	
未払賃金立替払業務費用		9,977,872,094	
受託経費		26,938,055	
一般管理費			
給与及び賞与	856,459,695		
法定福利費	157,081,767		
賞与引当金繰入	77,173,885		
退職給付費用	123,103,385		
経費	2,205,250,510		
減価償却費	248,756,094	3,667,825,336	
財務費用			
支払利息	23,561,816	23,561,816	
雑損		162,341,888	
経常費用合計			358,997,377,661
経常収益			
医療事業収入		314,271,588,963	
運営費交付金収益			
運営費交付金収益	9,886,363,932		
資産見返運営費交付金戻入	475,015,876	10,361,379,808	
施設費収益		223,724,539	
補助金等収益			
未払賃金立替払事業費補助金等収益	1,386,220,000		
補助金等収益	6,313,557,942		
資産見返補助金等戻入	9,710,632,016	17,410,409,958	
寄附金収益			
寄附金収益	77,287,563		
資産見返寄附金戻入	55,774,691	133,062,254	
物品受贈額			
資産見返物品受贈額戻入	10,152,257	10,152,257	
受託収入			
政府受託収入	18,288,032		
その他受託収入	23,309,680	41,597,712	
賞与引当金見返に係る収益		497,105,611	
退職給付引当金見返に係る収益		1,272,104,233	
財務収益			
受取利息	44,341,855		
有価証券利息	157,744,924		
融資資金貸付金利息	1,571,873		
援護資金貸付金利息	16,107	203,674,759	
雑益		3,467,489,385	
経常収益合計			347,892,289,479
経常損失			△ 11,105,088,182

臨時損失		
固定資産売却損	52,401,582	
固定資産除却損	593,728,935	646,130,517
臨時利益		
貸倒引当金戻入益	3,236,000	3,236,000
当期純損失		△ 11,747,982,699
前中期目標期間繰越積立金取崩額		2,371,237,019
当期総損失		△ 9,376,745,680

損失の処理に関する書類（社会復帰促進等事業勘定）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		9,376,745,680
当期総損失	9,376,745,680	
Ⅱ　損失処理額		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9,376,745,680	9,376,745,680
Ⅲ　次期繰越欠損金		0

貸借対照表（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		112,300,385,827	
賞与引当金見返		1,640,382	
その他の流動資産		75,343	
流動資産合計			112,302,101,552
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
器具・備品	998,800		
減価償却累計額	△ 374,550	624,250	
有形固定資産合計		624,250	
2　無形固定資産			
無形固定資産合計		0	
3　投資その他の資産			
投資その他の資産合計		0	
固定資産合計			624,250
資産合計			112,302,725,802
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
未払金		310,106	
預り金		116,460	
引当金			
賞与引当金		1,640,382	
流動負債合計			2,066,948
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債			
資産見返補助金等	624,250	624,250	
特定石綿給付金等基金預り金		112,300,034,604	
固定負債合計			112,300,658,854
負債合計			112,302,725,802
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
資本金合計			0
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金合計			0
Ⅲ　利益剰余金			
当期未処分利益		0	
（うち当期総利益）		（0）	
利益剰余金合計			0
純資産合計			0
負債・純資産合計			112,302,725,802

損益計算書（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
特定石綿給付金等		17,298,554,369	
一般管理費			
給与及び賞与	14,865,376		
法定福利費	2,638,689		
賞与引当金繰入	1,640,382		
経費	8,136,752		
減価償却費	179,784	27,460,983	
経常費用合計			17,326,015,352
経常収益			
補助金等収益			
特定石綿給付金等基金預り金取崩益	17,159,529,712		
その他の政府交付金収益	25,640,817		
資産見返補助金等戻入	179,784	17,185,350,313	
賞与引当金見返に係る収益		1,640,382	
財務収益			
受取利息	139,024,657	139,024,657	
経常収益合計			17,326,015,352
経常利益			0
臨時損失			0
臨時利益			0
当期純利益			0
当期総利益			0

利益の処分に関する書類（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		0
当期総利益	0	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	0	0

貸借対照表（一般勘定）

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ　流動資産				
流動資産合計			0	
Ⅱ　固定資産				
1　有形固定資産				
建物	3,718,160			
減価償却累計額	△ 3,261,165	456,995		
構築物	503,923			
減価償却累計額	△ 453,530	50,393		
車両	121,800			
減価償却累計額	△ 109,620	12,180		
器具・備品	25,228,607			
減価償却累計額	△ 22,705,702	2,522,905		
有形固定資産合計		3,042,473		
2　無形固定資産				
電話加入権		19,500		
無形固定資産合計		19,500		
3　投資その他の資産				
投資その他の資産合計		0		
固定資産合計			3,061,973	
資産合計				3,061,973
負債の部				
Ⅰ　流動負債				
流動負債合計			0	
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	1,546,835			
資産見返物品受贈額	1,433,897	2,980,732		
固定負債合計			2,980,732	
負債合計				2,980,732

純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金	636,909		
資本金合計		636,909	
Ⅱ　資本剰余金			
その他行政コスト累計額	△　555,668		
減価償却相当累計額（－）	△　555,668		
資本剰余金合計		△　555,668	
Ⅲ　利益剰余金			
当期未処分利益	0		
（うち当期総利益）	（　0）		
利益剰余金合計		0	
純資産合計			81,241
負債・純資産合計			3,061,973

損益計算書（一般勘定）

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
医療研究事業費			
減価償却費	42,828	42,828	
経常費用合計			42,828
経常収益			
運営費交付金収益			
資産見返運営費交付金戻入	42,821	42,821	
物品受贈額			
資産見返物品受贈額戻入	7	7	
経常収益合計			42,828
経常利益			0
臨時損失			
固定資産除却損		27,016	27,016
臨時利益			
固定資産除却損		27,016	27,016
当期純利益			0
当期総利益			0

利益の処分に関する書類（一般勘定）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		0
当期総利益	0	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	0	0

個人型年金規約の一部を変更する規約

令和７年９月10日　　国民年金基金連合会　理事長　西川　広親

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

○個人型年金規約の一部を変更する規約　新旧対照表

新	旧
（委員の解任）	（委員の解任）
第11条　連合会の理事長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。	第11条　連合会の理事長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。
２～３　（略）	２～３　（略）
第141条　加入者、運用指図者及び連合会移換者は、前条の事務費に充てるため、次の各号に掲げる手数料を負担するものとする。	第141条　加入者及び運用指図者は、前条の事務費に充てるため、次の各号に掲げる手数料を負担するものとする。
一　連合会が、個人の勘定を開設し、記録を管理するために徴収する手数料	一　連合会が、個人の勘定を開設し、記録を管理するために徴収する手数料
二　その他特定の事務に要する経費として、連合会が徴収する手数料	二　その他特定の事務に要する経費として、連合会が徴収する手数料
第142条　連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。	第142条　連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　連合会移換者の個人別管理資産の管理等に係る手数料　月当たり40円	（新設）
（手数料の徴収の方法）	（手数料の徴収の方法）
第143条　連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人型年金の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。	第143条　連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人型年金の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。
一～二　（略）	一～二　（略）
三　前条第３号及び第４号に掲げる手数料については、連合会に移換された、その者に係る個人別管理資産のうちから控除することにより徴収する。	三　前条第３号に掲げる手数料については、連合会に移換された、その者に係る個人別管理資産のうちから控除することにより徴収する。

附　則（令和７年９月10日公告）

この規約は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第11条の規定は、厚生労働大臣の承認があった日から施行し、令和７年６月１日から適用する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

札幌市西区八軒七条西六丁目二番一四号

有限会社丸榮杉本建設

清算人　杉本　榮三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

青森県弘前市大字末広一丁目二番地一

弘果コスモ保険サービス株式会社

代表清算人　水木　政文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

岩手県盛岡市北山二丁目二五番一三号

有限会社ピーエヌダブリュー

清算人　佐藤　安子

解散公告

当法人は、令和七年六月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

宮城県遠田郡美里町牛飼字阿弥陀三五―一

特定非営利活動法人美里町体育協会

清算人　吉城　智

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

仙台市青葉区八幡四丁目一七番二〇号

株式会社ファステスト

代表清算人　海老名眞美

解散公告

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

山形県東根市大字長瀞一一〇七番地

株式会社セイノ産業

代表清算人　清野　忠利

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

福島県南相馬市原町区日の出町一五四番地の二

有限会社片山ボーリング

清算人　片山　朱実

解散公告

当社は、令和七年八月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

茨城県常総市豊岡町乙一一五一番地三二

合同会社グレース福祉サービス支援センター

清算人　張　博一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

茨城県水戸市酒門町三二九八番地の三

有限会社平良久屋運輸

清算人　平野　光昭

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

千葉県松戸市金ヶ作三〇〇番地

特定非営利活動法人対話の会

清算人　末永　清

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

千葉県佐倉市中志津四丁目一番一号

有限会社満留賀

清算人　池亀　芳雄

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

千葉県我孫子市緑二丁目一〇番三四号

震旦株式会社

代表清算人　楊　振　国

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

千葉県習志野市本大久保三丁目一一番三号

有限会社シー・エンタプライズ

清算人　浅海　茂

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中野区大和町四―五〇―七

株式会社Ｄ１Ｍ

代表清算人　梁　程

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都荒川区南千住二丁目一六―九マッスビル一〇一室　株式会社Ｖｉｎｌｉｓｔ

代表清算人　丁　煒

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都品川区八潮五丁目三番一一―五〇二号

株式会社真喜商店

代表清算人　桑原　夕子

解散公告

当社は、令和七年七月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中央区銀座七丁目一三番二一号銀座ｓｉｎｒｏｋｕｓｙｕビル二階

合同会社Ｔｓｕｍｕｇｉ

清算人　関口　智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中央区日本橋室町一丁目一〇番一一号ｂｅｌｌｅ日本橋

グローバル・エデュケーション・キャピタル株式会社　代表清算人　寺島　茂男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都練馬区関町北五丁目一五番二六号

有限会社オグチ薬局

清算人　鎌倉　康子

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都葛飾区東四つ木二丁目二番二三号

ヤマト・シルバーウェア株式会社

代表清算人　伊藤貴美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都港区港南一丁目八番二七―一四〇七号

株式会社フォレスト

代表清算人　川野邉浩二

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目二番三号

有限会社ツバサマネージメント

清算人　吉野　喜一

解散公告

当法人は、令和七年七月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都墨田区八広五丁目二五番四号

一般社団法人家づくり支援協会

代表清算人　五十嵐照勝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第六葉山ビル四階

株式会社Ｗａｒａｋｏｍｅ

代表清算人　反町　彩佳

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中央区京橋三丁目一二番一号

共創未来株式会社

代表清算人　反町　長禄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都大田区大森北一丁目五番五号

株式会社ジャンピエール

代表清算人　三本　正子

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都渋谷区神宮前六丁目一七番一一号
ＪＰＲ原宿ビル三階
Ｆｏｏｔ　Ｌｏｃｋｅｒ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表清算人　フットロッカー・アジア・ピーティーイー・エルティーディー
職務執行者　ナタリー・ミシェル・エリス

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

横浜市栄区飯島町三一四―三ダイアパレスワンダースケープ三一四
ＰｌａｎｔＴｒｅｅ合同会社
清算人　植木　靖孝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

横浜市青葉区市ケ尾町一〇七三番地一六
Ａ＆Ｋ合同会社
清算人　福島　秀樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神奈川県茅ヶ崎市中海岸一丁目四番六―四〇三号
大信商事株式会社
代表清算人　佐賀　亜光

解散公告

当社は、令和七年九月八日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神奈川県川崎市川崎区東田町二番一九号エステムプラザ川崎九〇一号室
ＳＡＴ１合同会社
清算人　菊池　哲史

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神奈川県川崎市川崎区東田町二番一九号エステムプラザ川崎九〇一号室
ＳＡＴ１一般社団法人
代表清算人　菊池　哲史

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神奈川県鎌倉市材木座二丁目一番一七号
株式会社ＬｏｎｇＴｉｄｅ
代表清算人　永田　拓人

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神奈川県横須賀市長井一丁目一七番一号
有限会社原田ストアー
清算人　原田　盛由

解散公告

当組合は、令和七年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

富山市室町通り一丁目二番一〇号
協同組合ものづくり富山
清算人　片山　敦史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

富山県射水市土合一五三七番地の五
有限会社エイエーエフ
清算人　石黒　永泰

解散公告

当法人は、令和七年八月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

石川県羽咋市立開町二九番地八
一般社団法人グランディール能登スポーツクラブ
代表清算人　中條　功

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

山梨県甲府市緑が丘一丁目一三番二〇号
有限会社肉の鳥英
清算人　荒木　英夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

長野県松本市大字島内六一七九番地七
有限会社昭和医療
清算人　二木　厚

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

岐阜県関市下之保五一五九番地の一
有限会社岡部石油
清算人　岡部　裕和

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

静岡県牧之原市布引原一〇七六番地二
一般社団法人やさいバス倶楽部
代表清算人　加藤百合子

解散公告

当法人は、令和七年八月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

静岡県浜松市中央区上島七丁目一〇番一七号

特定非営利活動法人つなぐ自然未来

代表清算人　髙橋　秀樹

解散公告

当組合は、令和七年八月十九日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

愛知県豊川市瀬木町北裏七六番地

有限責任事業組合宮下技術士事務所

清算人　宮下　芳高

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

愛知県江南市赤童子町御宿六四番地

株式会社未来開発

代表清算人　宿野　雅人

解散公告

当社は、令和七年八月二十日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

愛知県安城市今池町三丁目一番三六号

株式会社名南愛厚化成

代表清算人　柘植日佐夫

解散公告

当組合は、令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

京都市左京区岩倉忠在地町八一九―一（Ｄ棟）

有限責任事業組合京都虹光房

清算人　小林　仁美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

大阪府豊中市庄内西町三丁目一番二二号

株式会社ミユキ

代表清算人　片岡　廣司

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

大阪府大阪市北区芝田二丁目八―一一共栄ビル三階

株式会社ＥＸＬＥＡＤ

代表清算人　山中　順裕

解散公告

当社は、令和七年八月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

大阪市西区北堀江四丁目一四番六号

有限会社藤村ビル

清算人　藤村　俊夫

解散公告

当社は、令和七年六月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

大阪府茨木市沢良宜浜一丁目九番三号

有限会社アン・シュリット

清算人　小西　英子

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

大阪市阿倍野区相生通二―七―四五

徳錦株式会社

代表清算人　王　傑

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神戸市垂水区泉が丘三丁目三番八号

有限会社ミナミ交易

清算人　南　虎雄

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

兵庫県加西市北条町西南二二四番地の二

一般社団法人桜尊会

代表清算人　西村　奎胡

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京貿易株式会社

代表清算人　本多　英司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

株式会社サントス

代表清算人　室田　一

解散公告

当法人は、令和七年六月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

兵庫県多可郡多可町加美区的場二九四

特定非営利活動法人みょうけん

清算人　神崎　惠子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

兵庫県神戸市垂水区西脇一丁目三番一三号

有限会社神戸損害保険事務所

代表清算人　伊藤　和彦

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

兵庫県西脇市合山町三六六番地の一

内橋化学成型株式会社

代表清算人　内橋　克哉

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

和歌山県紀の川市貴志川町神戸一〇二二番地一

株式会社ダブルエージェンシー

代表清算人　東方　瞭

解散公告

当社は、平成二十七年十二月十五日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

鳥取市掛出町三番地の二

株式会社イシガコーポレーション

代表清算人　石賀　吉彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

鳥取県米子市義方町九番一四号

有限会社アルファ商事

清算人　鷲見　弘子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

岡山県総社市日羽六七五番地の一

有限会社北野住建

清算人　北野　政利

解散公告

当社は、解散いたしましたので、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

岡山市中区東川原一八四番地三

株式会社一仙

代表清算人　赤木　宏美

解散公告

当法人は、一般社団法人に関する法律第二〇六条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

山口県周南市大字湯野四二三八番地

一般社団法人じねんじょうプロジェクト

代表清算人　村田　將弘

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

広島市中区広瀬町六番二五―六〇一号広瀬ビル

株式会社ＡＷＡＲＤ

代表清算人　小野　貴紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

高知県高岡郡檮原町太郎川三三七六番地四

有限会社檮原柴田整備

清算人　深瀬　重美

解散公告

当社は、令和七年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

福岡県糟屋郡新宮町美咲三丁目九番二三号

森興業有限会社

代表清算人　森　広恵

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

北九州市八幡西区本城東四丁目五番三五号

有限会社本城建具製作所

清算人　忽那　榮二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

熊本市中央区水前寺一丁目一番一六号フェリーチェ新水前寺八〇五号

オフィスエフ・エム合同会社

清算人　福島　秀樹

解散公告

当法人は、令和七年八月二十五日開催の令和七年度定時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

大分県大分市東春日町一七番二〇号ソフトパークセンタービル二階

一般社団法人おおいたスペースフューチャーセンター　清算人　髙山　久信

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

沖縄県那覇市若狭二丁目一番七号

有限会社ワカマツ商事

清算人　大橋　笑子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

沖縄県那覇市牧志二丁目一七―二七―四〇一

合同会社じんばまん

清算人　神馬　圭佑

第41期決算公告　令和７年８月20日

北海道石狩市新港中央３丁目762―10

株式会社オビコ

代表取締役社長　富永　和範

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	686
	固定資産	203
	資産合計	**889**
負債及び純資産の部	流動負債	529
	固定負債	1
	負債合計	**530**
	株主資本	359
	資本金	50
	利益剰余金	309
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	297
	（うち当期純利益）	(29)
	純資産合計	**359**
	負債・純資産合計	**889**

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年六月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都多摩市落合一丁目二四番地一ルミエール一階

医療法人社団高佑会

清算人　長谷川高男

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都渋谷区初台二―一九―一五―二〇九

医療法人歌友会

清算人　大村　秋穂

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十五日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番七号

医療法人社団みらい

清算人　澤山　英夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

神戸市中央区小野柄通五丁目一番三号

浄教寺

清算人　寺田　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

高知県四万十市具同田黒三丁目一番三号

医療法人愛真会

清算人　佐竹　幸重

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月五日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

福島県いわき市平字作町一丁目九番三号村山ビル四―A号室磐城総合法律事務所

宗教法人神習教親睦講社

清算人　金田　康裕

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日、社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

千葉県旭市三川六五五一番地一

医療法人社団輝望会

清算人　水野　恭子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月十六日開催の解散総会の決議並びに渋谷区長の認可により令和七年八月十八日解散した為、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内に申出下さい。期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル二階株式会社都市計画ラボの事務所内

ハイム島崎マンション敷地売却組合

代表清算人　株式会社アイオス　代表取締役　石井　芳幸

解散公告（第二回）

当公社は、令和七年八月二十二日岡山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

岡山県井原市井原町三一一番地一

井原市土地開発公社

清算人　猪原愼太郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

沖縄県宜野湾市普天間二丁目四九番一四号

医療法人信世会こはぐら耳鼻咽喉科

清算人　古波蔵　信

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

東京都八王子市大和田町六丁目一番一二号

新カレッジタウン管理組合法人

清算人　桃井創土史

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

愛知県愛西市上東川町宮東一一六番地

宗教法人眞友寺

清算人　浅野　一導

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十一月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

愛知県名古屋市中川区柳川町二〇番七号

宗教法人寶林寺

清算人　玉腰　照幸

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和七年八月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

山口県下関市秋根西町一丁目七番二六号

医療法人上野医院

清算人　上野　雄史

第２期決算公告　令和７年７月24日

東京都千代田区大手町一丁目９番２号

株式会社Ｎｏｓｔｒｏ　Ｈｏｌｄｉｎｇ

代表取締役　後藤　伸之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,536
	固定資産	947,000
	資産合計	**1,032,536**
負債及び純資産の部	流動負債	8,097
	株主資本	1,024,439
	資本金	100,000
	資本剰余金	949,000
	資本準備金	541,950
	その他資本剰余金	407,050
	利益剰余金	△24,561
	その他利益剰余金	△24,561
	(うち当期純損失)	(24,561)
	負債・純資産合計	**1,032,536**

解散公告（第三回）

当組合は、農協法第七十二条の三十四第一項の規定により令和七年一月三十一日付けで解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

香川県高松市国分寺町新名一八四六

農事組合法人さぬき国分寺

代表清算人　兎子尾紀夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の定時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和七年八月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

香川県高松市香川町浅野一〇三五番地一

医療法人社団康和会

清算人　三好　康夫

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年八月四日熊本県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十日

熊本県上益城郡山都町下名連石五九三番一号

下名連石生産森林組合

清算人　山本　繁芳

第２期決算公告　　令和７年７月24日

東京都港区六本木七丁目11番12―102号

株式会社Ｓｉｇｎａｌ

代表取締役　福島啓之輔

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	440,505
	固定資産	1,844,794
	資産合計	**2,285,299**
負債及び純資産の部	流動負債	287,181
	固定負債	1,093,375
	株主資本	904,743
	資本金	100,000
	資本剰余金	847,000
	資本準備金	473,450
	その他資本剰余金	373,550
	利益剰余金	△42,257
	その他利益剰余金	△42,257
	（うち当期純損失）	(42,257)
	負債・純資産合計	**2,285,299**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年９月10日

東京都中央区日本橋人形町１丁目14番８号

三井物産セキュアディレクション株式会社

代表取締役社長　鈴木　大山

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,219,414	流動負債	3,924,467
固定資産	1,309,861	賞与引当金	507,571
		その他	3,416,896
		固定負債	1,136,447
		株主資本	2,468,360
		資本金	400,000
		資本剰余金	180,000
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	1,888,360
		その他利益剰余金	1,888,360
		（うち当期純利益）	(1,888,360)
資産合計	**7,529,276**	**負債・純資産合計**	**7,529,276**

決算公告　　令和７年６月16日
東京都中央区八丁堀一丁目２番９号
八重洲アングル３階
エイチエスティ・ビジョン株式会社
代表取締役　堀井　文裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	272,532,690
	固定資産	30,033,989
	合計	302,566,679
負債及び純資産の部	流動負債	48,569,110
	固定負債	6,202,988
	株主資本	247,794,581
	資本金	22,000,000
	資本剰余金	4,912,006
	その他資本剰余金	4,912,006
	利益剰余金	220,882,575
	その他利益剰余金	220,882,575
	（うち当期純利益）	(78,235,408)
	合計	302,566,679

第10期決算公告
令和７年９月10日
東京都大田区大森西二丁目32番７号
フコクホールディングス株式会社
代表取締役　木部　美枝

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,423
	固定資産	1,857,008
	資産合計	1,858,431
負債及び純資産の部	流動負債	1,852,188
	株主資本	6,243
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	△25,256
	その他利益剰余金	△25,256
	（うち当期純損失）	(13,226)
	負債・純資産合計	1,858,431

第５期決算公告　　令和７年９月10日
東京都台東区台東一丁目32番６号
株式会社カナオカグラビア
代表取締役　金岡　良延

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,549,918
	固定資産	8,884,344
	資産合計	13,434,263
負債及び純資産の部	流動負債	3,688,586
	賞与引当金	134,000
	修繕引当金	51,568
	固定負債	5,786,742
	株主資本	3,958,935
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,858,935
	その他利益剰余金	3,858,935
	（うち当期純利益）	(99,710)
	負債・純資産合計	13,434,263

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年９月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井不動産リアルティ株式会社　②国土交通大臣(15)777　③代表取締役　遠藤靖　④廃止した従たる事務所　兵庫県芦屋市船戸町２－１　ラポルテ西館　⑤500万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　三井不動産リアルティ株式会社　代表取締役　遠藤靖

第２期決算公告

令和７年７月24日
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目２番１号
株式会社Ｃｌｏｓｅ　Ｔａｂｌｅ
代表取締役　福島啓之輔

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,677
	固定資産	6,431
	資産合計	49,108
負純資債及産のび部	流動負債	19,864
	貸倒引当金	59
	固定負債	16,700
	株主資本	12,544
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,544
	その他利益剰余金	11,544
	（うち当期純利益）	(11,544)
	負債・純資産合計	49,108

第36期決算公告

令和７年９月10日
東京都港区六本木６丁目10番１号
シー・アイ・ビー・シー・ワールド・マーケッツ（ジャパン）インク
日本における代表者　木下　益方

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,570
	固定資産	319
	資産合計	8,889
負純資債及産のび部	流動負債	6,530
	固定負債	227
	負債合計	6,757
	資本金及び資本剰余金	4,057
	利益剰余金	△1,925
	純資産合計	2,132
	負債・純資産合計	8,889

第27期決算公告

令和７年９月10日
東京都大田区東糀谷一丁目21番６号
第１松原ビル
株式会社豊洲漁商産直市場
代表取締役　長野　泰昌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	577,913
	固定資産	37,397
	資産合計	615,310
負純資債及産のび部	流動負債	346,692
	固定負債	79,200
	株主資本	189,418
	資本金	40,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	146,418
	その他利益剰余金	146,418
	（うち当期純利益）	(44,088)
	負債・純資産合計	615,310

第９期決算公告

令和７年８月15日
名古屋市中区上前津２丁目13番24号
一般社団法人Anointed mass choir
代表理事　河原美由紀

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,497
	固定資産	866
	合計	19,363
負純資債及産のび部	流動負債	14,975
	株主資本	4,388
	利益剰余金	4,388
	（うち当期純損失）	(2,766)
	合計	19,363

第９期決算公告

令和７年８月15日
名古屋市中区上前津２丁目13番24号
株式会社Respect Music Office
代表取締役　田中　　学

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,156
	固定資産	1,214
	合計	21,370
負純資債及産のび部	流動負債	8,110
	固定負債	3,841
	株主資本	9,419
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,419
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	6,179
	（うち当期純損失）	(4,686)
	合計	21,370

第１期決算公告

令和７年９月10日
愛知県春日井市長塚町二丁目10番地
株式会社カナオカプラケミカル
代表取締役　金岡　良延

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,232,047
	固定資産	400,929
	資産合計	2,632,976
負純資債及産のび部	流動負債	1,119,863
	賞与引当金	21,905
	固定負債	883,068
	退職給付引当金	245,934
	株主資本	630,044
	資本金	300,000
	利益剰余金	330,044
	その他利益剰余金	330,044
	（うち当期純損失）	(21,326)
	負債・純資産合計	2,632,976

第50期決算公告

令和７年９月10日
佐賀県伊万里市立花町3520番地６
株式会社回生薬局
代表取締役　平野　智也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	431,026
	固定資産	1,178,500
	資産合計	1,609,526
負純資債及産のび部	流動負債	64,067
	固定負債	679,207
	株主資本	866,252
	資本金	19,000
	利益剰余金	857,432
	利益準備金	8,925
	その他利益剰余金	848,507
	（うち当期純利益）	(12,599)
	自己株式	△10,180
	負債・純資産合計	1,609,526

第６期決算公告

令和７年９月10日
佐賀県伊万里市立花町3520番地６
株式会社くすきの杜
代表取締役　平野　智也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,933
	固定資産	1,802
	繰延資産	2,323
	資産合計	34,059
負純資債及産のび部	流動負債	168,017
	株主資本	△133,957
	資本金	10,000
	利益剰余金	△143,957
	その他利益剰余金	△143,957
	（うち当期純利益）	(933)
	負債・純資産合計	34,059

第２期決算公告

2025年９月10日
三重県四日市市霞二丁目１番地の１
四日市タグサービス株式会社
代表取締役　青井　光大

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,614
	固定資産	786
	資産合計	65,401
負純資債及産のび部	流動負債	33,931
	固定負債	0
	負債合計	33,931
	株主資本	31,470
	資本金	20,000
	利益剰余金	11,470
	その他利益剰余金	11,470
	（うち当期純利益）	(15,458)
	純資産合計	31,470
	負債・純資産合計	65,401

第94期決算公告

令和７年６月24日　　大阪市淀川区新高２丁目１番７号
大和特殊硝子株式会社
代表取締役社長　桑原　　崇

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産		1,470,290	流動負債	586,191
固定資産		2,740,269	固定負債	774,318
繰延資産		6,629	株主資本	2,768,512
			資本金	81,000
			資本剰余金	70
			利益剰余金	4,156,354
			利益準備金	20,250
			その他利益剰余金	4,136,104
			（うち当期純利益）	(40,131)
			自己株式	△ 1,468,912
			評価・換算差額等	88,168
			その他有価証券評価差額金	88,168
資産合計		4,217,190	負債・純資産合計	4,217,190

第15期決算公告

令和７年９月10日
東京都新宿区新宿四丁目３番17号
株式会社ＢＲＩＤＧＥ　ＭＵＬＴＩＬＩＮＧＵＡＬ　ＳＯＬＵＴＩＯＮＳ
代表取締役　吉川　健一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	425,097	流動負債	324,839
固定資産	247,004	固定負債	247,084
		株主資本	100,177
		資本金	80,300
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		利益剰余金	186,175
		利益準備金	1,321
		その他利益剰余金	184,854
		（うち当期純損失）	(85,324)
		自己株式	△166,598
資産合計	672,101	負債・純資産合計	672,101

第 14 期 決 算 公 告

令和７年９月10日
東京都港区赤坂４－８－15赤坂ＫＯＳＥＮビル７階
株式会社オーリーズ
代表取締役　鈴木　多聞

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,965,662	流動負債	1,274,141
固定資産	383,145	固定負債	966,876
		負債合計	**2,241,017**
		株主資本	107,538
		資本金	33,000
		利益剰余金	74,538
		利益準備金	9,405
		その他利益剰余金	65,133
		（うち当期純損失）	（45,056）
		新株予約権	252
		純資産合計	**107,790**
資産合計	**2,348,807**	**負債・純資産合計**	**2,348,807**

第 19 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都文京区湯島３丁目26番11号
株式会社ＲＳコネクト
代表取締役　鈴木　達雄

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	944,890	流動負債	333,563
固定資産	60,953	固定負債	456,038
		役員退職慰労引当金	29,529
		退職給付引当金	29,871
		株主資本	216,242
		資本金	100,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	91,242
		利益準備金	4,032
		その他利益剰余金	87,210
		（うち当期純利益）	（33,870）
資産合計	**1,005,843**	**負債・純資産合計**	**1,005,843**

第 67 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　新潟県三条市西大崎三丁目16番55号
株式会社カワグレ
代表取締役　佐藤　龍彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,146,171	流動負債	386,232
固定資産	514,014	賞与引当金	18,050
		固定負債	40,175
		退職給付引当金	36,396
		株主資本	1,233,777
		資本金	40,000
		資本剰余金	811,759
		資本準備金	81,739
		その他資本剰余金	730,019
		利益剰余金	382,018
		その他利益剰余金	382,018
		（うち当期純利益）	（54,337）
資産合計	**1,660,186**	**負債・純資産合計**	**1,660,186**

第 4 期 決 算 公 告

2025年９月10日　東京都千代田区神田練塀町３番地
株式会社ＩＢｅｅＴ
代表取締役　齊藤　太希

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	709	流動負債	2,647
固定資産	6,080	（賞与引当金）	（3）
		（役員賞与引当金）	（0）
		固定負債	3,741
		株主資本	401
		資本金	245
		資本剰余金	245
		資本準備金	245
		利益剰余金	△88
		その他利益剰余金	△88
		（うち当期純利益）	（23）
資産合計	**6,790**	**負債・純資産合計**	**6,790**

第 13 期決算公告

令和７年６月20日
札幌市中央区北五条西二丁目５番地
ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ
株式会社エス・エム・エス サポートサービス
代表取締役　斧　博文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	244
	固定資産	127
	資産合計	**372**
負債及び純資産の部	流動負債	182
	株主資本	189
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	139
	その他利益剰余金	139
	（うち当期純利益）	（8）
	負債・純資産合計	**372**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年９月10日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
DH－CRUX Japan特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	73,477,557	流動負債	10,579,589
固定資産	73,477,557	固定負債	31,736,599
その他資産の部	4,796,994	**負債合計**	**42,316,189**
流動資産	4,515,339	社員資本	35,958,361
固定資産	274,829	特定資本金	120
投資その他の資産	274,829	優先資本金	36,014,000
繰延資産	6,824	剰余金	△55,758
		当期未処理損失	55,758
		純資産合計	**35,958,361**
資産合計	**78,274,551**	**負債・純資産合計**	**78,274,551**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,774,675
営業費用	1,831,317
営業損失	56,642
営業外収益	1,496
営業外費用	7
経常損失	55,153
税引前当期純損失	55,153
法人税、住民税及び事業税	605
当期純損失	55,758

第 29 期決算公告

令和７年９月10日
北海道河東郡士幌町字中士幌幹東一線84番地10
株式会社トーエン
代表取締役　土谷　賢一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	297,464
	固定資産	45,610
	合計	**343,075**
負債及び純資産の部	流動負債	41,691
	固定負債	9,101
	株主資本	292,282
	資本金	5,000
	利益剰余金	419,524
	その他利益剰余金	419,524
	（うち当期純損失）	（51,800）
	自己株式	△132,242
	合計	**343,075**

第 6 期 決 算 公 告

令和７年８月21日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
青梅開発特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	5,619,206
固定資産	3,805,648	固定負債	211,931
特定資産合計	**3,805,648**	**負債合計**	**5,831,137**
その他の資産		社員資本	11,881,215
流動資産	13,904,996	特定資本金	100
繰延資産	1,708	優先資本金	1,900,000
		剰余金	9,981,115
		当期未処分利益	9,981,115
その他の資産合計	**13,906,704**	**純資産合計**	**11,881,215**
資産合計	**17,712,352**	**負債・純資産合計**	**17,712,352**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	35,216,014
営業費用	24,872,623
営業利益	10,343,390
営業外収益	2,583
営業外費用	166
経常利益	10,345,807
税引前当期純利益	10,345,807
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	10,344,857
前期繰越損失	363,741
当期未処分利益	9,981,115

第51期決算公告

令和７年９月10日
岩手県花巻市大迫町大迫第10地割18番地３
株式会社エーデルワイン
代表取締役　小田嶋善明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	336,144
	固定資産	222,289
	合計	558,433
負債及び純資産の部	流動負債	32,940
	固定負債	27,465
	株主資本	498,028
	資本金	141,020
	資本剰余金	3,600
	利益剰余金	353,517
	利益準備金	2,375
	その他利益剰余金	351,142
	（うち当期純利益）	(12,847)
	自己株式	△110
	合計	558,433

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百二万円減少し、一億円とすることにいたしました。また、その減少する資本金の金額を資本準備金といたします。

効力発生日は令和七年十月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日
岩手県花巻市大迫町大迫第一〇地割一八番地三
株式会社エーデルワイン
代表取締役　小田嶋善明

第77期決算公告

令和７年９月10日
栃木県佐野市堀米町1636番地
栗田煙草苗育布製造株式会社
代表取締役　栗田　昌幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	507,030
	固定資産	1,178,677
	合計	1,685,708
負債及び純資産の部	流動負債	727,470
	固定負債	378,428
	株主資本	571,365
	資本金	70,280
	利益剰余金	511,085
	利益準備金	10,442
	その他利益剰余金	500,643
	（うち当期純利益）	(26,415)
	自己株式	△10,000
	評価・換算差額等	8,444
	合計	1,685,708

第３期決算公告

令和７年９月10日
千葉県白井市堀込二丁目１番５棟506号
株式会社誠
代表取締役　塙　晴美

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,985
	固定資産	2,120
	合計	15,105
負債及び純資産の部	流動負債	7,603
	株主資本	7,501
	資本金	12,600
	利益剰余金	5,901
	その他利益剰余金	5,901
	（うち当期純利益）	(3,345)
	自己株式	△11,000
	合計	15,105

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百十万円減少し四百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日
千葉県白井市堀込二丁目一番五棟五〇六号
株式会社誠
代表取締役　塙　晴美

第７期決算公告

令和７年６月18日
東京都日野市日野台３丁目１番地１
NEXT Logistics Japan株式会社
代表取締役　三好　克浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	370
	固定資産	604
	資産合計	974
負債及び純資産の部	流動負債	1,850
	固定負債	224
	株主資本	△1,100
	資本金	618
	資本剰余金	578
	資本準備金	578
	利益剰余金	△2,296
	その他利益剰余金	△2,296
	（うち当期純損失）	(304)
	負債・純資産合計	974

第55期決算公告

令和７年９月10日
新潟県柏崎市西山町坂田5158番地１
株式会社サンメタル
代表取締役　荒木　則子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,674
	固定資産	84,001
	合計	107,676
負債及び純資産の部	流動負債	49,087
	固定負債	95,230
	株主資本	△ 36,641
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 51,641
	利益準備金	2,475
	その他利益剰余金	△ 54,116
	（うち当期純損失）	(5,937)
	合計	107,676

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日
新潟県柏崎市西山町坂田五一五八番地一
株式会社サンメタル
代表取締役　荒木　則子

第12期決算公告

令和７年６月20日
東京都港区芝公園二丁目11番１号
株式会社エス・エム・エス
フィナンシャルサービス
代表取締役　津浦　利幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	15,226
	固定資産	18
	資産合計	15,245
負債及び純資産の部	流動負債	12,627
	株主資本	2,617
	資本金	105
	利益剰余金	2,512
	その他利益剰余金	2,512
	（うち当期純利益）	(463)
	負債・純資産合計	15,245

第40期決算公告

令和７年９月10日
石川県野々市市下林四丁目565番地１
株式会社我が家
代表取締役　田尻　健一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,258
	固定資産	23,346
	合計	115,605
負債及び純資産の部	流動負債	76,150
	固定負債	61,969
	株主資本	△22,514
	資本金	15,000
	利益剰余金	△37,514
	その他利益剰余金	△37,514
	（うち当期純損失）	(14,789)
	合計	115,605

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日
石川県野々市市下林四丁目五六五番地一
株式会社我が家
代表取締役　田尻　健一

第８期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区芝公園二丁目11番１号
ＭＩＭＳ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　髙畑　正樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	169
	資産合計	169
負債及び純資産の部	流動負債	169
	賞与引当金	5
	その他	164
	株主資本	△0
	資本金	83
	利益剰余金	△83
	その他利益剰余金	△83
	（うち当期純損失）	(33)
	負債・純資産合計	169

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を金二百万円減少し、金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

長野県岡谷市長地権現町二丁目八番六号

株式会社諏訪印刷

代表取締役　一ノ瀬　昭

第58期決算公告

令和７年９月10日

長野県岡谷市長地権現町２丁目８番６号

株式会社諏訪印刷

代表取締役　一ノ瀬　昭

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,268
	固定資産	191,097
	合計	240,366
負債及び純資産の部	流動負債	52,594
	固定負債	138,717
	株主資本	49,054
	資本金	12,000
	利益剰余金	37,054
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	34,054
	（うち当期純利益）	(1,211)
	合計	240,366

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

三重県松阪市中万町鐘突二一八五番地の二

松阪岡崎産業株式会社

代表取締役　松井　知史

第23期決算公告

令和７年９月10日

三重県松阪市中万町鐘突2185番地の２

松阪岡崎産業株式会社

代表取締役　松井　知史

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	91,068
	固定資産	0
	合計	91,068
負債及び純資産の部	流動負債	47,528
	固定負債	0
	株主資本	43,540
	資本金	30,000
	利益剰余金	13,540
	その他利益剰余金	13,540
	（うち当期純利益）	(24,463)
	合計	91,068

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年八月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

岡山県倉敷市林五五七―一

株式会社三愛工業

代表取締役　未本　光一

第11期決算公告

令和７年９月10日

岡山県倉敷市林557―１

株式会社三愛工業

代表取締役　未本　光一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	89,795,375
	固定資産	74,464,817
	繰延資産	5,800,001
	合計	170,060,193
負債及び純資産の部	流動負債	59,646,115
	固定負債	28,976,000
	株主資本	81,438,078
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	61,438,078
	その他利益剰余金	61,438,078
	（うち当期純利益）	(31,281,467)
	合計	170,060,193

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を八億三千百九十四万八千四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

京都市中京区新京極通蛸薬師下ル東側町五二九番地の一

ＢｒｉｇｈｔＢｏｎｄ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　堂阪　友幹

第75期決算公告

令和７年９月10日

京都市中京区新京極通蛸薬師下ル東側町529番地の１

ＢｒｉｇｈｔＢｏｎｄ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　堂阪　友幹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	145
	固定資産	148,281
	合計	148,426
負債及び純資産の部	流動負債	14,265
	固定負債	43,358
	株主資本	90,802
	資本金	600
	利益剰余金	90,202
	利益準備金	160
	その他利益剰余金	90,042
	（うち当期純利益）	(10,077)
	合計	148,426

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

東京都新宿区新宿四丁目１番23号

AtCoder株式会社

代表取締役　髙橋　直大

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	420,064
	固定資産	48,654
	資産合計	468,719
負債及び純資産の部	流動負債	77,585
	株主資本	391,134
	資本金	100,000
	資本剰余金	205,600
	資本準備金	151,800
	その他資本剰余金	53,800
	利益剰余金	85,534
	その他利益剰余金	85,534
	（うち当期純利益）	(64,128)
	負債・純資産合計	468,719

第13期決算公告

令和７年９月10日

東京都新宿区新宿四丁目１番23号

AtCoder株式会社

代表取締役　髙橋　直大

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	420,064
	固定資産	48,654
	資産合計	468,719
負債及び純資産の部	流動負債	77,585
	株主資本	391,134
	資本金	100,000
	資本剰余金	205,600
	資本準備金	151,800
	その他資本剰余金	53,800
	利益剰余金	85,534
	その他利益剰余金	85,534
	（うち当期純利益）	(64,128)
	負債・純資産合計	468,719

第６期決算公告

令和７年９月10日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号

日本橋三丁目スクエア11階

アルゴリア株式会社

代表取締役　バーナデット・ニクソン

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	17,395,003
	合計	17,395,003
負債及び純資産の部	流動負債	6,795,899
	株主資本	10,599,104
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	10,599,004
	その他利益剰余金	10,599,004
	（うち当期純利益）	(1,932,331)
	合計	17,395,003

第４期決算公告

令和７年９月10日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング11階

Trip Hospitality Japan株式会社

代表取締役　ソン・ホイ・シー

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139,347
	固定資産	192,856
	合計	332,203
負債及び純資産の部	流動負債	364,474
	株主資本	△32,270
	資本金	5,000
	利益剰余金	△37,270
	その他利益剰余金	△37,270
	（うち当期純利益）	(39,100)
	合計	332,203

第 16 期 決 算 公 告

令和７年９月10日

東京都中央区京橋二丁目12番６号ＡＯＪ税理士法人内

グリーンフォレスト特定目的会社

取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	13,017,587	流動負債	10,672,348
固定資産	13,017,587	固定負債	620,916
その他資産	1,365,768	**負債合計**	**11,293,265**
流動資産	1,358,890	社員資本	3,090,091
固定資産	3,013	特定資本金	100
投資その他の資産	3,013	優先資本金	2,888,500
繰延資産	3,864	剰余金	201,491
		純資産合計	**3,090,091**
資産合計	**14,383,356**	**負債・純資産合計**	**14,383,356**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	618,214
営業費用	434,360
営業利益	183,854
営業外収益	18,328
経常利益	202,182
税引前当期純利益	202,182
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	201,490
前期繰越利益	0
当期未処分利益	201,491

決算公告

令和７年９月10日

愛媛県松山市大街道二丁目４番地14

株式会社ファースト

代表取締役　日野加代子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	678,901
	固定資産	577,738
	資産合計	**1,256,640**
負債及び純資産の部	流動負債	84,221
	固定負債	72,391
	株主資本	1,100,027
	資本金	42,000
	資本剰余金	13,000
	資本準備金	13,000
	利益剰余金	1,045,027
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,042,027
	（うち当期純利益）	（869,041）
	負債・純資産合計	**1,256,640**

第 13 期決算公告

令和７年９月10日

秋田市新屋扇町７番41号

ＥＮＥＲＧＹ・ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ株式会社

代表取締役　小野　隆史

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,937
	固定資産	161,077
	合計	**219,014**
負債及び純資産の部	流動負債	28,677
	固定負債	120,356
	株主資本	69,980
	資本金	20,000
	利益剰余金	49,980
	その他利益剰余金	49,980
	（うち当期純利益）	（3,211）
	合計	**219,014**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

秋田市新屋扇町七番四一号

（甲）ＥＮＥＲＧＹ・ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ株式会社

代表取締役　小野　隆史

東京都千代田区紀尾井町四番一号

ニューオータニガーデンコート一九階

フィンポート税理士法人内

（乙）ＦＥソーラーＫ号合同会社

代表社員　ＦＥソーラーＫ号ホールディングス一般社団法人

職務執行者　松本　光博

第 57 期決算公告

令和７年８月27日

高知県高知市知寄町１丁目２番８号

泉建設工業株式会社

代表取締役　川﨑　潤明

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	654,195
	固定資産	184,749
	繰延資産	3
	合計	**838,947**
負債及び純資産の部	流動負債	220,676
	固定負債	0
	株主資本	618,271
	資本金	21,000
	利益剰余金	601,071
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	595,821
	（うち当期純利益）	（21,121）
	自己株式	△3,800
	合計	**838,947**

第 38 期決算公告

令和７年９月10日

東京都渋谷区恵比寿一丁目13番６号第２伊藤ビル

株式会社まちづくり研究所

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,269
	固定資産	1,647
	資産合計	**14,916**
負債及び純資産の部	流動負債	1,499
	固定負債	19,314
	株主資本	△5,897
	資本金	11,500
	資本剰余金	10,350
	その他資本剰余金	10,350
	利益剰余金	△27,747
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△27,797
	（うち当期純損失）	（20,002）
	負債・純資産合計	**14,916**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一三番六号

第二伊藤ビル

株式会社まちづくり研究所

代表取締役　野口　哲夫

第 40 期 決 算 公 告

令和７年９月10日

東京都品川区西五反田７丁目２番３号

公益財団法人小原白梅育英基金

理事長　吉原　毅

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,350
	固定資産	7,561,205
	合計	**7,568,555**
負味財産及び正味財産の部	流動負債	90
	負債合計	**90**
	指定正味財産	7,561,205
	一般正味財産	7,259
	正味財産合計	**7,568,465**
	合計	**7,568,555**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年９月10日　　北海道苫小牧市字糸井143番地７

榆建設株式会社

代表取締役　水嶋　清孝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	322,191	流動負債	88,220
固定資産	154,543	固定負債	30,000
繰延資産	244	株主資本	358,758
		資本金	20,000
		利益剰余金	339,758
		利益準備金	8,000
		別途積立金	200,000
		役員退職積立金	40,000
		繰越利益剰余金	91,758
		（うち当期純利益）	（17,196）
		自己株式	△1,000
資産合計	**476,978**	**負債・純資産合計**	**476,978**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十日

北海道苫小牧市字糸井一四三番地七

（甲）榆建設株式会社

代表取締役　水嶋　清孝

北海道苫小牧市字糸井一四三番地七

（乙）有限会社三洋

代表取締役　水嶋　清孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

大阪府茨木市南安威二丁目七番一二号
（甲）大阪住宅株式会社
代表取締役　鈴木　茂子

大阪府茨木市南安威二丁目七番一二号
（乙）アップル株式会社
代表取締役　鈴木　茂子

第30期決算公告

令和７年９月10日
大阪府茨木市南安威二丁目７番12号
アップル株式会社
代表取締役　鈴木　茂子

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,342
	固定資産	65,492
	合計	94,834
負債及び純資産の部	流動負債	1,830
	固定負債	28,250
	株主資本	64,754
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,754
	その他利益剰余金	54,754
	（うち当期純利益）	(2,555)
	合計	94,834

第41期決算公告

令和７年９月10日
大阪府茨木市南安威二丁目７番12号
大阪住宅株式会社
代表取締役　鈴木　茂子

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	194,323
	固定資産	506,282
	合計	700,605
負債及び純資産の部	流動負債	28,510
	固定負債	103,936
	株主資本	568,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	558,159
	その他利益剰余金	558,159
	（うち当期純利益）	(13,235)
	合計	700,605

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

広島市中区八丁堀一〇番一四号
（甲）株式会社マエダハウジング
代表取締役　前田政登己

広島県福山市木之庄町二丁目一三番三七号
（乙）中島建設株式会社
代表取締役　前田政登己

第66期決算公告

令和７年９月10日
広島県福山市木之庄町二丁目13番37号
中島建設株式会社
代表取締役　前田政登己

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,852
	固定資産	64,359
	合計	130,212
負債及び純資産の部	流動負債	68,014
	固定負債	38,298
	株主資本	23,898
	資本金	25,000
	利益剰余金	△ 1,101
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 3,601
	（うち当期純利益）	(8,041)
	合計	130,212

第30期決算公告

令和７年９月10日
広島市中区八丁堀10番14号
株式会社マエダハウジング
代表取締役　前田政登己

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	611,657
	固定資産	963,869
	合計	1,575,526
負債及び純資産の部	流動負債	680,234
	賞与引当金	3,572
	固定負債	18,433
	退職給付引当金	7,718
	株主資本	876,859
	資本金	100,000
	利益剰余金	776,859
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	772,359
	（うち当期純利益）	(76,964)
	合計	1,575,526

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日となります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五四五六番地
（甲）樋脇精工株式会社
代表取締役　松下　順紀

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五五四八番地
（乙）株式会社ヒワキ
代表取締役　松下　順紀

令和５年度決算公告

令和７年９月10日
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野5548番地
株式会社ヒワキ
代表取締役　松下　順紀

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	122
	固定資産	25,298
	合計	25,420
負債及び純資産の部	流動負債	272,706
	固定負債	62,632
	株主資本	△309,918
	資本金	50,000
	利益剰余金	△359,918
	その他利益剰余金	△359,918
	（うち当期純利益）	(2,471)
	合計	25,420

令和５年度決算公告

令和７年９月10日
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野5456番地
樋脇精工株式会社
代表取締役　松下　順紀

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	140,023
	固定資産	29,853
	合計	169,876
負債及び純資産の部	流動負債	158,016
	固定負債	59,027
	株主資本	△47,166
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△57,166
	その他利益剰余金	△57,166
	（うち当期純損失）	(4,465)
	合計	169,876

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日

長崎市家野町一番三号
（甲）株式会社フォービス
代表取締役　福島　卓

長崎市家野町一番三号
（乙）株式会社Ｃｈｅｄｉ
代表取締役　福島　卓

第15期決算公告

令和７年９月10日
長崎市家野町１番３号
株式会社Chedi
代表取締役　福島　卓

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	74,268
	固定資産	1,063,790
	合計	1,138,058
負債及び純資産の部	流動負債	143,423
	固定負債	899,710
	株主資本	94,925
	資本金	2,000
	利益剰余金	92,925
	その他利益剰余金	92,925
	（うち当期純損失）	(50,840)
	合計	1,138,058

第56期決算公告

令和７年９月10日
長崎市家野町１番３号
株式会社フォービス
代表取締役　福島　卓

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	836,564
	固定資産	7,076,966
	合計	7,913,530
負債及び純資産の部	流動負債	4,593,633
	固定負債	3,177,226
	株主資本	142,671
	資本金	15,000
	利益剰余金	127,671
	その他利益剰余金	127,671
	（うち当期純利益）	(30,964)
	合計	7,913,530

第３期決算公告　　令和７年９月10日
横浜市青葉区美しが丘二丁目13番地３
メゾン・ルミエールたまプラーザ106号室
株式会社Ａｎｓｅｌｏ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	558,324
	固定資産	19,124,454
	繰延資産	1,059,278
	資産合計	**20,742,056**
負純資産の債及び部	流動負債	739,149
	固定負債	7,897,026
	株主資本	12,105,881
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	資本準備金	10,000,000
	利益剰余金	△7,894,119
	その他利益剰余金	△7,894,119
	（うち当期純損失）	(2,139,068)
	負債・純資産合計	**20,742,056**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百六十万円、資本準備金の額を九百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月十日
横浜市青葉区美しが丘二丁目一三番地
三メゾン・ルミエールたまプラーザ一
〇六号室　株式会社Ａｎｓｅｌｏ
代表取締役　小渡　健斗

第 48 期 決 算 公 告
令和７年８月22日
岩手県盛岡市羽場第10地割１番地３
岩手東邦運輸倉庫株式会社
代表取締役　黒川　敬之
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	368,369
	固定資産	992,408
	繰延資産	200
	資産合計	**1,360,977**
負純資産の債及び部	流動負債	158,797
	固定負債	603,688
	株主資本	598,492
	資本金	20,000
	利益剰余金	578,492
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	573,492
	（うち当期純利益）	(27,996)
	負債・純資産合計	**1,360,977**

第 11 期 決 算 公 告
令和７年９月10日
石川県加賀市片山津温泉ウ41番地
株式会社加賀観光ホテル
代表取締役　梶井　保和
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,482
	固定資産	375,446
	合計	**411,928**
負純資産の債及び部	流動負債	93,779
	固定負債	1,140,710
	株主資本	△822,561
	資本金	15,000
	利益剰余金	△837,561
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	△837,641
	（うち当期純損失）	(58,940)
	合計	**411,928**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社加賀観光ホテル（乙、石川県加賀市片山津温泉ウ四一番地）の温泉旅館業に関して有する権利義務を承継する吸収分割を行うことにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、令和七年十月二十八日までにお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月十日
石川県加賀市片山津温泉乙三〇番地一
株式会社季がさね
代表取締役　梶井　保和

第 82 期決算公告　　令和７年８月26日
三重県津市大倉19番１号
日本土建株式会社
代表取締役　田村　**頼**一
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,113,740
	固定資産	9,590,438
	合計	**15,704,178**
負純資産の債及び部	流動負債	2,585,344
	固定負債	1,215,107
	株主資本	10,983,866
	資本金	99,000
	資本剰余金	2,067,840
	利益剰余金	8,817,026
	利益準備金	209,000
	その他利益剰余金	8,608,026
	（うち当期純利益）	(675,947)
	評価・換算差額等	919,859
	合計	**15,704,178**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年十月二十八日までにお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月十日
兵庫県丹波篠山市東吹三三六番地一
（甲）合同会社デカンショパワー
代表社員　田畑　利彦
石川県加賀市片山津温泉ウ四一番地
（乙）株式会社加賀観光ホテル
代表取締役　梶井　保和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年十月二十八日までにお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月十日
兵庫県丹波篠山市東吹三三六番地一
（甲）合同会社デカンショパワー
代表社員　田畑　利彦
横浜市西区みなとみらい一丁目一番一号
（乙）株式会社ハーバービュー・フィットネスクラブ
代表取締役　菊地　秀武

第 72 期 決 算 公 告

令和７年９月10日

東京都台東区台東一丁目32番６号

株式会社カナオカ

代表取締役　金岡　良延

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,393,808
	固定資産	7,282,496
	資産合計	**22,676,304**
負債及び純資産の部	流動負債	10,289,752
	賞与引当金	17,063
	固定負債	2,383,402
	役員退職慰労引当金	432,302
	株主資本	9,980,981
	資本金	318,000
	資本剰余金	1,001,720
	資本準備金	244,646
	その他資本剰余金	757,073
	利益剰余金	8,661,261
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	8,659,461
	（うち当期純利益）	(908,414)
	評価・換算差額等	22,167
	有価証券評価差額金	22,167
	負債・純資産合計	**22,676,304**

第 26 期決算公告　　令和７年９月10日
横浜市西区みなとみらい一丁目１番１号
株式会社ハーバービュー・フィットネスクラブ
代表取締役　菊地　秀武
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,470
	合計	**27,470**
負純資産の債及び部	流動負債	8,109
	固定負債	409,220
	株主資本	△389,859
	資本金	5,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	△514,859
	利益準備金	55,000
	その他利益剰余金	△569,859
	（うち当期純損失）	(45,650)
	合計	**27,470**

第 11 期決算公告　　令和７年９月10日
石川県加賀市片山津温泉ウ41番地
株式会社加賀観光ホテル
代表取締役　梶井　保和
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,482
	固定資産	375,446
	合計	**411,928**
負純資産の債及び部	流動負債	93,779
	固定負債	1,140,710
	株主資本	△822,561
	資本金	15,000
	利益剰余金	△837,561
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	△837,641
	（うち当期純損失）	(58,940)
	合計	**411,928**